

## 【令和6年第3回定例会 環境委員会委員長報告資料】

令和6年10月11日 環境委員長 林 敏夫

### ○「議案第118号 アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（環境局に関する部分）」

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 浄化槽保守点検業者による適正な業務の確保について

作業に従事する点検業者への立入検査等により条例改正前と同様に、適正な業務履行が確保されている。

##### \* 川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例改正内容の周知方法について

条例改正内容については登録業者へのダイレクトメールやホームページ等で関連事業者に周知する予定である。

#### 《意見》

##### \* 国の法改正に伴う条例改正の場合においても、市民への経済効果について試算をしてほしい。

#### 《審査結果》

全会一致原案可決

### ○「議案第124号 工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 現在の契約事業者数、工業用水道の1日最大給水量及び年間契約水量について

現在の契約事業者数は55社、使用最大水量は日量で52万立方メートル、年間契約水量は約1億9,000万立方メートルである。

##### \* 1日最大給水量の変更に伴う工業用水道事業収支への影響について

現在の52万立方メートルから37万立方メートルへ減少することに伴い、工業用水道事業の収入減となるが、施設規模の適切な縮減により、今後の事業運営等に係る支出削減効果を想定している。

##### \* 上水受水単価の変更に伴う水道事業収支への影響について

上水受水単価の変更に伴い、上水道事業において12億円程度の減収を想定している。また、この減収による水道料金の在り方に関する影響については、料金制度のあり方として検討中である。

##### \* 1給水先当たりの責任消費水量変更の対象について

今回の責任消費水量変更については、新規契約事業者に加えて従来の契約事業者も変更となる。

##### \* 工業用水道事業の1日最大給水量の変更の設定根拠について

事前に使用水量の見込みについて、全利用者にアンケートを実施しており、その結果を踏まえて設定している。

##### \* 1日最大給水量を15万立方メートル削減する根拠について

今回の条例改正に伴い、10年後までの使用量の見込みを現在契約中の55

事業者にアンケートを実施しており、その際の回答結果を積み上げた結果として15万立方メートルが不要になると算定した。

#### \* 事業者が減量負担金を支払った場合の影響について

仮に事業者が減量負担金を支払った場合であっても、約3年間で利益が出る見込みであり、適切な契約水量への変更は、長期的には事業者に資するものと考えている。

#### \* 今回の条例改正に伴う契約事業者からの意見について

上下水道局の財政収支について、より理解しやすい内容で周知してほしいとの要望があった。

#### \* 上水受水の単価設定根拠について

上水受水の単価設定の基本的な考え方は、上水受水の供給分に必要な最低限の原価を積み上げるものとしており、次の3段階で積み上げている。日量4万立方メートルまでは、固定費と変動費に分け、1立方メートル当たり94円の固定費については、企業団受水量にかかわらず負担すべき企業団の基本料金額に水道事業全体の給水量に対する工水への給水量の約8パーセントを乗じて計算し、変動費1立方メートル当たり10円については企業団の使用料金額に、水道事業全体の給水量に対する工水への給水量の約8パーセントを乗じて積み上げている。そして、上水受水の超過料金1立方メートル当たり39円は、企業団の使用料金1立方メートル当たり使用料金14円に、管路更新工事時の上水受水の增量分を乗じて積み上げている。ただし、今回の超過料金の設定の考えは、日量4万立方メートルを超えて工水に給水する場合に増加となるコストを原価として見込んだものである。

#### \* 上水受水の単価設定変更による市民生活への影響について

上水受水の単価設定を変更したとしても、水道事業が支払う水道企業団の基本料金は増えるものではないため、市民に負担を転嫁するものではないと認識している。

#### \* 料金算定期間内における再度の工業用水道料金改定の見込みについて

今後、急激な物価や金利の上昇がない限りは、今回の料金算定期間中において再度料金改定を検討せざるを得なくなる状況にはならないと考えているが、料金改定が必要な事態が生じた際には、丁寧に説明を行う予定である。

#### \* 水道料金の価格改定時期について

現在、川崎市上下水道事業経営審議委員会へ諮問しており、答申の結果が来年の9月に示された後に、半年程度かけて上下水道局内で対応を検討する予定である。

#### \* 水道料金の価格改定額の見込みについて

上水道、下水道及び工業用水道の各事業は原則として独立採算制であるため、それぞれの収支を踏まえて検討していくものと考えている。

#### \* 上水受水日量4万立方メートルを超過して受水する可能性について

基本的に当該水量を超えて受水することは想定していないが、災害等で市からの供給管路が破損した場合、各事業者への工業用水を確保するため、基準を超

えて受水する可能性があると考えている。

\* 今後の施設更新の際に上水受水日量 4 万立方メートルを超えて受水する可能性について

市内の 2 号送水管を更新する際に、平間配水所において上水受水を最大日量 8 万立方メートルまで増量する可能性がある。

\* 2 号送水管の更新時期について

令和 12 年度から工事期間はおよそ 10 年間を予定している。

\* 日量 4 万立方メートルを基準として料金を設定する根拠について

これまでの歴史的経過があり、水道事業から工業用水に供給する水量は 4 万立方メートルと設定しており、その経緯に基づいて水道事業の供給能力を設定している。

\* 1 日最大給水量を 37 万立方メートルとする根拠について

年平均の実際の使用量は約 35 万立方メートルであるため、より利用実態に近い運用になると見込んでいる。

\* 条例改正に伴う新規需要の見込みについて

これまでよりも新規参入が容易になったものと考えているが、現在のところ新規の申込みはない状況である。

\* 工業用水道供給能力の余裕分について

現在は日量 10 万立方メートル以上の余裕分がある状況であり、実際の平均使用量の約 35 万立方メートル程度に近い供給能力への縮小を計画している。

《意見》

\* インフラ事業であるため、安定して事業者へ供給できるように努めてほしい。

\* 水道供給能力の維持管理は安全保障にも通じる課題であり、急激な規模の縮小については行わないでほしい。

\* 委員会では、賛成者が集まらないため提案を行わないが、本会議において本議案に対する附帯決議の提案を検討している。

\* 工業用水道料金の改定によって生じる水道事業の 12 億円減収が、市民生活への負担増へつながることがあってはならないと考えているため、本議案には賛成できない。

\* 上水受水の超過料金に関する負担が水道事業本体に影響を与える状況は看過できないため、本会議において議案に対する修正案の提案を考えており、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第 127 号 東扇島堀込部埋立その 2 工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

\* J R 東海との工事費用に関する協議状況について

工事費用の増額等の予定はないが、仮に増額の必要が生じた場合には、適切な時期に議会へ情報提供を行う予定である。

\* 市内の廃棄物埋立地が使用限界を迎えるまでの期限について

現在の利用状況を踏まえると、40年から50年程度は使用可能であると認識している。

\* 市内における廃棄物埋立地の代替地について

現在のところ代替地はない。

\* 埋立て後の利用用途について

当初は残土等の廃棄物処理用地として計画していたが、倉庫や物流交通拠点等の多層化利用を想定している。

\* 事業完了時期について

令和9年度に事業完了予定であったが、埋立用土砂の供給元であるリニア中央新幹線工事の進捗の影響により、現在未定である。

\* 土地利用の開始時期について

事業完了から埋立地として安定するまで5年程度の期間を要すると想定しているが、駐車スペース等として活用しながら土地利用を図る予定である。

\* 今回の埋立てによる経済効果について

令和20年代前半における川崎港全体の経済効果として8.3兆円の経済効果を見込んでいる。

\* 港湾へのアクセス向上の取組について

今回、埋め立てる土地においてBRT等の交通拠点を新たに整備し、交通機能の強化を図るとともに、国道等の道路インフラ強化については国に対して働きかけを行っている。

\* 物価高騰に伴う工事費用の想定について

東扇島堀込部埋立工事については、コスト縮減に努めたため、当初の想定どおり約200億円の事業費で収まる予定である。

\* 東扇島堀込部埋立その3工事の実施時期について

今後、JR東海の土砂搬出スケジュールを踏まえて、適切な時期に工事を行えるよう検討を進めている。

《意見》

\* 港湾開発に伴う経済効果を最大限發揮すべくアクセス向上については国に対して働きかけを強く行ってほしい。

\* 市内における数少ない廃棄物埋立て候補地であり、現在の港湾計画に伴う利用方法については反対しているため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第143号 令和6年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決